

沖縄美ら島財団助成事業

募集要領

1 はじめに

(一財) 沖縄美ら島財団では、設立の目的事業である亜熱帯性動植物や沖縄の歴史・文化に関する調査研究及び技術開発、公園管理技術の向上にかかる研究並びに知識の普及啓発等を、社会への還元を目標に展開しています。

一方で、地球温暖化や生態系保全等の環境問題への対応、沖縄の自然環境や歴史風土を活かした観光及び産業の振興、公園利用の多様化等に対応した公園の管理運営等が課題としてあげられています。当財団は、これら諸課題に対して調査研究・技術開発並びにそれに関する普及啓発活動事業を、より一層推進していくことが必要と考えており、今回の助成事業はこうした問題に対応する活動を積極的、継続的に推進する団体、個人に対して助成を行うものです。皆様からの多数のご応募をお待ちしております

2 対象となる事業の分野

亜熱帯性動物・植物及び沖縄の歴史・文化、公園機能の向上に関する調査研究・技術開発および普及啓発活動を対象とし、以下に示す重点テーマの内容に沿うものとします。

1. 亜熱帯性動物に関する調査研究及び技術開発

- サンゴの保全
- ウミガメの保全
- 希少亜熱帯水生生物の保全

2. 亜熱帯性植物に関する調査研究及び技術開発

- 沖縄における緑化樹木及び特殊緑化
- 沖縄の在来植物の保全および熱帯果樹・花卉等の有用化

3. 沖縄の歴史文化に関する調査研究及び技術開発

- 沖縄とオセアニア地域をつなぐ海洋文化
- 琉球列島における海洋文化
- 首里城及び琉球王国に関する歴史と文化
- 琉球王国時代から現在にいたる沖縄の文化、風習等

4. 公園の管理運営に関する調査研究及び技術開発

- 地域や観光産業等との連携・協働による公園の利活用
- 公園を活用した地域景観・歴史的風致の維持、環境保全

5. 自然環境保全とその適正な利用に関する普及啓発活動等

- 普及啓発を目的とした環境学習、野外調査、自然観察会等の実施
- 調査研究成果及び環境学習の実施に関する、普及啓発用印刷物の刊行等

※1 国営公園の財産・物品等を使用する調査研究および普及啓発活動は対象外とする。

※2 当財団と共同研究している研究テーマは対象外とする。

3 研究期間

決定通知日以降の開始とし、申請時に設定した1年間を原則としますが、延長申請を含め、最長で3年間までの期間申請を認めます。

4 応募対象者

- ・大学、大学院等に所属する学生 ※指導教官等の推薦(承諾)が必要です
- ・N P O法人等法人格を有するもの、民間企業、教育関係者等を含む個人または団体
- ・他、各研究機関に所属する研究者

5 助成対象者数

若干名

6 助成金額

総額：500万円程度

- 1) 調査研究・技術開発：1件あたり100万円以内
- 2) 普及啓発等活動：1件あたり30万円以内

※上記の助成金額は、研究期間の長短に関わらず1件当たりの金額です。

7 応募方法

応募者は「沖縄美ら島財団助成事業実施要領」をよく読み、所定の申請書に必要事項を記入し事務局まで持参もしくは郵送で提出してください。

8 募集期間

応募の開始 令和元年8月 1日

応募の締め切り 令和元年10月18日 (必着)

9 結果通知 令和元年12月下旬 (予定)

※HPへの掲載と、郵送によりお知らせいたします。

10 助成金の支払い方法

助成金は助成決定時に助成額を全額支給します。

11 助成金の用途について

使途不明または財団が不適合とみなしたものについては、助成金の返還請求を行いますのでご留意ください。

12 知的財産の所属

- (1) 研究の成果は、助成対象者に帰属します。
- (2) 研究の成果に関して特許等を得た際には、公報の写し等を財団に提出してください。
- (3) 学会誌等に研究成果を掲載する場合やマスコミ等への公表時には、財団の助成事業である旨を明記してください。

13 成果の発表

研究成果は、財団が発行する事業報告書等へ掲載を行うことがあります。また、財団が行う発表会等において成果の報告を行うこととします。

14 問い合わせ及び申請書提出先

一般財団法人沖縄美ら島財団 総合研究センター 普及開発課

〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

TEL:0980-48-2266 FAX:0980-48-2200

■ 募集要領・実施要領のダウンロード <http://churashima.okinawa/ocrc/33/36>

参考：助成対象経費区分表

費用区分	経費の内容
1. 人件費	助成事業の実施に直接関わる「非常勤スタッフ・アルバイト」への賃金 ※助成対象外人件費：所属団体の役員、常勤職員、契約職員、共同研究者、助成者本人の 人件費。また、研究成果の論文投稿を目的とした英文校正等に係る人件費
2. 消耗品費 または資材費	一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの、及び備品的形状及び性質を有するもので一品の取得価格が 5 万円に満たない消耗品または事業を実施するため必要な資材費。
3. 備品費	耐用年数 1 年以上のもので取得価格が 5 万円以上 10 万円未満のもの ※但し、備品の購入費については、助成額全体の 10%までとする。
4. 旅費交通費	航空機、鉄道、バス、船舶等の運賃、宿泊費、ビザ・パスポート発給費、旅行保険代、 高速道路料金、空港使用料等、移動に付随して発生する経費を対象とする。 ○航空賃については、順路直行ノーマルエコノミークラス運賃を上限とし、鉄道について は普通指定席運賃を上限とする。船賃については 2 等客室の範囲内を対象とする。 ○宿泊費については、所属先規定額ではなく財団規定に基づく宿泊実費とする。上限額 は国内 10,200 円/泊、海外 19,300 円/泊とする。 ※食費、出張手当、日当は対象外。ただし、学生の日当は人件費が支給されていない 場合に限り対象とする。ホテルパックの朝食は助成対象。 ※助成対象外旅費 学会等への参加を目的とした旅費交通費
5. 会議費	会議に係る会議室・機材借用料、看板制作費等 ※飲食に係る経費は対象外
6. 通信運搬費	電話代、ファックス、郵便料金等
7. 謝金	外部の講師・専門家等への謝礼（上限:11,000 円/h）
8. その他	振込手数料、外国語参考文献翻訳料等 ※外国語文献翻訳料については、参考文献を翻訳する場合は助成対象。研究成果を論文として掲載する手数料及び翻訳料は対象外。 ※対象外※ 成果の論文投稿を目的としたすべての費用

《全体に係る事項》

※直接調査に係る経費とします。

※原則として実費とし、領収書等の提出を必須とします。

※物品の購入については、研究計画に基づいた時期及び数量の購入を原則とします。

※助成決定事業の実施により発生した事件、事故等の補償金等には一切利用できません。